

1. 計画の性格

- 新型コロナウイルス等対策特別措置法第7条の規定により、政府行動計画に基づき都道府県が作成する計画
- 神奈川県の区域に係る新型コロナウイルス等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置などを示すとともに、市町村が市町村行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めるもの

2. 計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、**県民の生命及び健康を保護**
- **県民生活及び県民経済に及ぼす影響の最小化**

3. 計画の期間

政府行動計画が**概ね6年ごとに改定**について必要な検討を行うと規定されていることから、県行動計画もそれに沿って対応

4. 計画の対象区域

県内全市町村

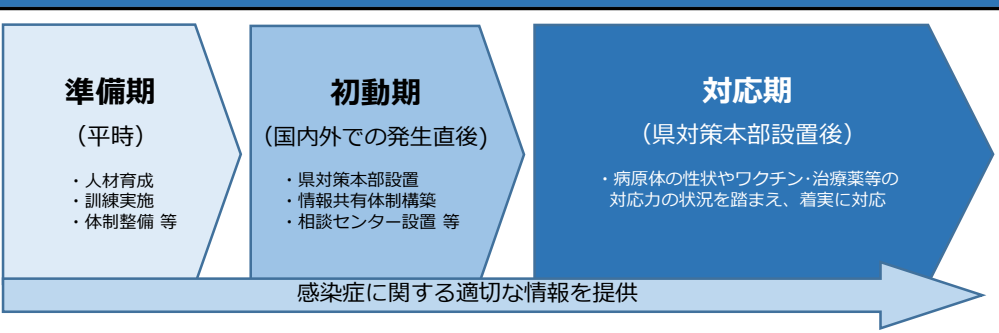
5. 計画の対象となる感染症

感染症の分類	概要
新型コロナウイルス等感染症	インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの、かつて世界的規模で流行したがその後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	現在感染症法で位置付けられていない感染症について、1～3類、新型コロナウイルス等感染症と同様の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

6. 改定の経緯・ポイント

- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて政府行動計画が全面改定されたことに伴い、県行動計画についても全面的に改定
- 対象とする疾患を、新型コロナウイルスや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い**呼吸器感染症も想定**
 - 検査、保健など**対策項目を拡充**し、各対策項目の取組を**準備期・初動期・対応期**の3期に分けて記載。特に準備期の取組を充実
 - 感染が長期化する可能性も踏まえ、**複数の感染拡大の波への対応**や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた**対策の機動的な切替え**についても明確化
 - 県のコロナ対応の経験等を着実に反映

7. 対策の時期区分



8. 計画の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

- ・感染症危機を取り巻く状況
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

第2章 行動計画の作成と感染症危機対策

- ・行動計画の作成
- ・新型コロナウイルス感染症対応での経験
- ・行動計画改定の目的

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

- ・新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- ・新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- ・様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
- ・新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
- ・対策推進のための役割分担

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

- ・行動計画における対策項目等

第3章 行動計画の実効性を確保するための取組等

- ・県がJIHS等との連携により果たす役割
- ・行動計画等の実効性確保

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第2章 情報収集・分析

第3章 サーベイランス

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第5章 水際対策

第6章 まん延防止

第7章 ワクチン

第8章 医療

第9章 治療薬・治療法

第10章 検査

第11章 保健

第12章 物資

第13章 県民生活・県民経済の安定

神奈川県新型コロナウイルス等対策行動計画（改定）【概要版】

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	■情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施	■直ちに県対策本部を設置	■地域の実情に応じた対策を実施
②情報収集・分析 ③サーベイランス	■情報収集・分析のための体制を構築	■有事のサーベイランスを実施	■柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替え
④情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	■感染症等に関する普及啓発、リスコミ体制の整備を実施	■新型コロナウイルス等の特性、発生状況、有効な感染防止対策等を県民等に情報提供	■利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、県民等に迅速かつ一体的に情報提供・共有を実施
⑤水際対策	■訓練等の実施を通じて、平時から検疫所との連携を強化	■国と連携しながら居宅等待機者等に対して健康監視を実施	■県等の業務がひっ迫する場合には、国に対し、入国者の健康状態の確認等の代行を要請
⑥まん延防止	■新型コロナウイルス等対策として想定される内容やその意義について周知広報を実施	■感染症法に基づく患者や濃厚接触者への対応を確認	■情報分析やリスク評価により、柔軟かつ機動的に対策を切り替え
⑦ワクチン	■市町村、医療機関等とともにワクチン接種に必要な体制を検討、準備	■国における必要なワクチン量の確保を踏まえて接種体制を構築	■構築した接種体制に基づき迅速に接種を実施
⑧医療	■医療機関との医療措置協定の締結により感染症医療を提供できる体制を整備	■相談センターを整備し、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備	■地域の感染状況を踏まえ、適切に入院医療及び外来医療を提供する体制を確保
⑨治療薬・治療法	■抗インフルエンザウイルス薬を計画的に備蓄	■診断・治療に資する情報等を医療機関等に対して迅速に提供	■抗インフルエンザウイルス薬の流通量が一定以下となった時点で、県が備蓄薬を供給
⑩検査	■衛生研究所等や検査機関における検査体制の確保・維持	■国において確立した検査方法を基に、衛生研究所等や検査機関において速やかに検査体制の立ち上げ	■病原体の性状や検査の特徴等を踏まえて検査実施の方針を柔軟に変更
⑪保健	■感染症対応が可能な人材の確保や研修・訓練等を通じた人材の育成を推進	■保健所及び衛生研究所は有事の体制への移行を準備	■検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、療養先の調整、移送、健康観察等を実施
⑫物資	■協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進し、県も国の備蓄水準を踏まえて備蓄	■協定締結医療機関に対して備蓄・配置状況を確認	■緊急事態では感染症対策物資等の緊急物資の運送、医薬品等の配送を要請
⑬県民生活・県民経済の安定	■情報共有体制の整備、指定公共機関に対する業務継続計画策定の勧奨、物資等の備蓄等	■事業者や県民等に、事業継続のための対策や感染対策等の呼び掛け、準備を要請	■県民生活及び社会経済活動の安定を確保するため、必要な支援等を実施